

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置について(1月13日発表)

本県が国の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。これを受け、県の新型コロナ対策本部を開催し、県民の皆さま及び事業者の皆さまに要請する緊急事態措置について決定しました。

措置を講ずる区域と期間

区域: 県内全域

期間: 1月14日(木曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで

県民の皆さまへの要請

特措法45条1項に基づき、昼夜を問わず、不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。特に20時以降は徹底してください。

なお、通院や食料・生活必需品の買い出し、職場への出勤、運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合は除きます。

引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

県民の皆さまへのお願い
(特措法45条1項に基づく要請)

**不要不急の
外出・移動の自粛**
(特に20時以降は徹底)

※生活や健康の維持に必要な場合を除く

事業者の皆さまへのお願い

- ⚠ **在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務**
出勤の場合でも時差出勤、自転車通勤
出勤者数の7割削減を目標
- ⚠ 事業の継続に必要な場合を除き、**20時以降の勤務を抑制**
- ⚠ 休憩室・更衣室などでも感染防止対策
ガイドラインに従った対策の徹底

事業者の皆様への要請など、詳しくは、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>